

京都市消防局訓令乙第7号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

京都市消防局長 山内博貴

第1条総務課の項中第31号を第32号とし、第14号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 消防の広域連携に関すること。

第2条指導課の項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「防火対策及び」の右に「都市計画施設等の」を加え、同号を同項第4号とし、同項第6号から同項第13号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(13) 消防同意事務センターに関すること。

第2条指導課の項の次に次の1項を加える。

消防同意事務センター

(1) 建築物の許可及び確認の同意事務に関すること。

第3条救急課の項に次の1号を加える。

(19) 救急安心センター事業に関すること。

第4条支援課の項第4号中「機械技術者」を「消防ポンプ装置技術者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(関係訓令の一部改正)

2 京都市消防署事務分掌規程の一部を次のように改正する。

第1条消防課の項第16号を次のように改める。

(16) 建築物等の防火対策及び都市計画施設等の防災対策に係る指導に関すること。

(消防局総務部総務課)